

随意契約理由書

件名	本庁舎ゴンドラ設備等保守点検業務
契約の相手方	日本ゴンドラ株式会社 大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	
<p>当該機器は、本庁舎1号館の屋外を昇降するための機器であり、本庁舎1号館屋外窓清掃に必要不可欠な設備である。労働安全衛生法及びゴンドラ安全規則に定められている法定点検及び性能検査を含む年間点検として、本業務について契約する必要がある。</p> <p>当該ゴンドラ設備は、メーカー独自の規格をもって製造、設置されているため、本業務の履行にはメーカーしか知り得ない機能や構造についての専門的技術が必要である。また構成部品についてもほとんどが自社製品であるため、他業者では部品の調達が出来ない。</p> <p>以上の理由により、当該機器のメーカーである上記業者でなければ本業務の履行ができないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)